4 料金の額及びその徴収期間

(1) 料金の額

平成30年3月31日までの1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税(以下「消費税」という。)の税率とその率に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「地方消費税」という。)の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値(以下「消費税率」という。)を乗じた額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金	97. 088	142. 858	194. 175	238. 096	380. 953	20.000

平成30年4月1日以降の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に、消費税率を乗じた額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種区分	分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 会	金	95. 239	95. 239	95. 239	142. 858	285. 715	19.048

(注) 上表の車種を構成する自動車等の種類は、別表のとおりとする。

(2) 割引制度

- ① 回数券割引
 - イ 割引をする自動車

回数券により本道路を通行する全自動車。

ロ割引率

割引率は20パーセント以下とする。

② 障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- (イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、 西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
- (ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転す

る自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(3) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引する自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

口 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設置する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 料金の徴収期間

平成17年10月1日から平成37年9月30日までとする。

別表

車種区分	自動車の種類	定 義			
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第 3条の軽自動車			
	口 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車			
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの			
普通車	二 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車 定員が10人以下のもの(ハに該当するものを除く。)			
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人 以下のもの			
	へ けん引自動車が軽自動 車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの			
中型車	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満か つ最大積載量5トン未満 で3車軸以下)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)			
	チ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29 人以下で車両総重量8ト ン未満)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの			
	リ けん引自動車が軽自動 車等または普通車である 連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上) との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車 (1車軸)との連結車両			
大型車	ヌ 普通貨物自動車(車両総 重量8トン以上または最 大積載量5トン以上で3 車軸以下、及び車両総重量 が車両制限令第3条第1 項第2号イに定める値以 下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(トに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)			
	ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しく は臨時に運行するもの等)	乗合型自動車のうち、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上で、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するものまたは車両総重量8トン以上のもので、乗車定員が29人以下であり、かつ車両の長さ9メートル未満のもの			
	ヲ けん引自動車が普通車、 中型車または大型車(2車 軸)である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両			
特大車	ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。)			
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(へ、リ及びヲに該当する ものを除く。)			
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車			
	タ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上の もの(ルに該当するものを除く。)			
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車			
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両			
	ツ 自転車	道路交通法(昭和35年法律第150号)第2条第1項第11号の2に 掲げる自転車			